

第230号

法人くまがや

題 字……妻沼聖天山歓喜院 院主 鈴木英全師書

発行日 令和8年1月20日
発行人 (公社)熊谷法人会
会長 石山 洋一
発行所 熊谷市宮町1-35
〒360- 電 話 525-6035
0041 F A X 525-8141
発 行 年4回(1.4.7.9月
の20日)



目次

- 1 頁……表紙「妻沼聖天山」写真提供：くまがや市商工会
- 2 頁……新年のごあいさつ 熊谷法人会
- 3 頁……新年のごあいさつ 熊谷税務署
- 4 頁……新年のごあいさつ 埼玉県熊谷県税事務所
- 5 頁……新年のごあいさつ 関東信越税理士会熊谷支部
- 6 頁～7 頁 創立70周年記念事業 熊谷法人会
- 8 頁……税理士会より 関東信越税理士会 熊谷支部 蛭川高説様

- 9 頁～10 頁 税務署より
- 11 頁……地域社会貢献活動
- 12 頁～18 頁 事業報告
- 19 頁……事務局日誌・お知らせ
- 20 頁……全面広告

熊谷税務署
熊谷法人会
熊谷法人会
熊谷法人会
熊谷法人会

法人会

消費税期限内納付

推進運動

福利厚生制度「チャレンジ100」推進中

新年のごあいさつ

新年のご挨拶

公益社団法人熊谷法人会 会長 石山 洋一



新年明けましておめでとうございます。皆様には穏やかな新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。平素は法人会活動に対しまして、税務当局をはじめ、関係諸団体、金融機関、

並びに役員、会員の皆様には温かいお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

改めて昨年11月に熊谷法人会創立70周年事業としてサッカー元日本代表監督西野朗氏の基調講演に続き、多くのご来賓をお迎えしての記念式典を厳粛な中にも和やかに開催することが出来ました。また当月末の週末には熊谷市・深谷市・寄居町より特別記念親子租税教室と称し、300名を超えるご父兄チビ子達にご参加いただき、売れっ子芸人小島よしお氏と共に税の勉強を通して楽しいひと時を過ごすことが出来ました。70周年は通過点であり節目と理解していても、先ずは一大イベントを多くの会員と共に、なんとか無事に終了出来たことは、この上ない喜びであります。重ねてご理解ご協力を賜りました多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げる次第です。

法人会の当面の課題は「組織基盤の拡充」「財政基盤の確立」であります。どの地区も慢性的な会員数の減少は少子高齢化、労働人口の削減や事業の休業等、時代の流れで致し方ない部分ではありますが、会全体の存続と多年に渡る継続事業には今後も全力を挙げて取り組む所存であります。昨年は深谷地区において支部の統合を試み組織及び役員の活性化を図りました。2市1町5支部の元、公益組織の利点を生かし、税の啓発運動では小学生による「税に関

する絵はがきコンクール」において女性部会の絶大な協力を得て、今年も県内最上位の実績をキープする予定です。租税教育活動では地道な学校訪問を続けます。社会貢献活動として各支部内で催される祭典市や産業祭、復興チャリティコンサートやその他被災者支援活動など多くの会員の皆様の献身的なボランティア精神には頭が下がります。

今年は改めて法人会誕生の原点に立脚し、あるべき我が国の税制への提言など、税を中心とした事業の充実と公益法人に相応しい事業活動を絶えず見直しながら展開してまいりたいと存じます。

我が国は人口減少による人材不足や地球温暖化等の環境問題、国の財政再建、社会全体でのDX推進など多くの課題に直面しております。当然ながらこれらが企業経営に与える影響は大きくなっていくものと思われます。法人会は経営者の団体として、会員の皆様に対し常に有益な情報提供や事業を実施するとともに、次世代へ向けての組織基盤の強化を図ってまいります。会員各位におかれましては従来にも増してご支援賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

迎春

公益社団法人熊谷法人会

会長 石山 洋一

副会長 岡部 聡史 副会長 小林 洋一

✧ 寺田 喜光 ✧ 永田 耕太郎

✧ 萩野 真仁

新年のごあいさつ

新春を迎えて

熊谷税務署 署長 木内 武雄



令和8年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新春を迎え、公益社団法人熊谷法人会の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申

し上げます。

平素より、石山会長をはじめ役員の方々や会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、昨年は、創立70周年という輝かしい節目を迎えられました。長きにわたり、「税のオピニオンリーダー」として、「企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、地域企業の健全な育成と税知識の普及啓発にご尽力されてこられました。各種事業活動の中でも、税に関する各種研修会・説明会の開催、「租税教室」への講師派遣、「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、租税教育活動に熱心に取り組まれており、納税意識の高揚に関する啓蒙活動に多大な貢献をいただいております。

今後とも、地域社会に密着した魅力ある会運営により、正しい税知識の普及や地域社会への貢献活動など、幅広い分野でご活躍されることをご期待申し上げますとともに、皆様方と連携・協調を図りながら法人会活動に協力してまいりますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国税庁では、税務行政のDXの一環として、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に加え、事業者の皆様の経営の効率化・高度化や生産性の向上等に向けた「事業者のデジタル化促進」に取り組んでいくこととしております。会員の皆様方には、添付書類を含めたe-Tax、いわゆるALL e-Taxのご利用をお願いしますとともに、源泉所得税のダイレクト納付をはじめとしたキャッシュレス納付や納税証明書のオンライン請求など、来署することなくご自宅や事務所等から手続きを行うことができますので、積極的なご利用をお願いいたします。

間もなく、令和7年分の確定申告が始まります。国税庁では、マイナポータル連携による給与所得情報や各種証明書等データの自動入力など、スマホによるe-Tax申告の利便性向上に取り組んでおり、混雑が予想される確定申告会場へ出向かなくとも「より便利に、よりスムーズに」申告・納税できるよう納税環境の整備を行っております。法人会会員の皆様、会員企業の従業員の皆様方には、マイナンバーカードを利用したスマホ申告・自宅e-Tax申告や振替納税を中心としたキャッシュレス納付のご利用をお願いいたします。

結びに、公益社団法人熊谷法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心からご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

新年を迎えて

埼玉県熊谷県税事務所 所長 根岸 幹一郎



新年明けましておめでとうございます。

熊谷法人会会員の皆様に、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から県税務行政に御理解をいただき、

厚くお礼申し上げます。

私は、熊谷県税事務所長として2回目の新年を迎えることとなりました。熊谷法人会会員の皆様をはじめ、熊谷税務署、管内の熊谷市、深谷市、寄居町の税務関係の皆様、税理士会、納税貯蓄組合連合会など協力団体の皆様の御協力をいただきましたおかげで、無事新しい年を迎えることができました。この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

昨年を振り返ると、熊谷法人会におかれましては、1月に創立70周年を迎えられ、去る11月に記念式典を挙行されました。さらに、熊谷市では市誕生20周年記念式典が執り行われ、深谷市の新紙幣発行1周年記念事業、寄居町の合併70周年記念事業など、さまざまな記念事業も実施されました。

また、昨年7月に渋沢MI Xがオープンし、人々が出会い、つながり、共創し、新たな価値を生み出す、イノベーション創出拠点となっています。

令和8年11月の「ねんりんピック彩の国さいたま2026」の開催に向けて、プレイベントも行われています。

一方で、埼玉県は「人口減少、超少子高齢社会の到来」、「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」という二つの歴史的課題に直面しています。

こうした課題に立ち向かうため、令和8年度の県予算編成では、「①未来を築く、歴史的課題への挑戦」、「②『日本一暮らしやすい埼玉』5か年計画の総仕上げ」、「③時代の変化に対応した不断の行財政改革の推進」を基本方針として、更なるDX推進等による生産性の向上を図るとともに、EBPMに基づく事業レビューにより、事業の新陳代謝を促進させ、より効果的な事業に限られた財源と人材を重点的に活用することとしています。

さらに、物価上昇基調の中、予算計上にあたっては、適正な労務単価や資材価格の反映、様々な公的制度に係る基準額の見直し等により、社会経済情勢の変化に適切に対応することとしています。

県税事務につきましては、納税証明書の取得が納税義務者ご本人からの請求であれば、電子申請手続を利用することができ、さらに、バックオフィス連携により、県税の納税証明書の添付を省略する取組も進めており、昨年6月から建設業許可関連の手続についても適用対象といたしました。今後も、県民の皆様の更なる利便性の向上のため、税務行政におけるDXをより一層推進してまいります。

これまで、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興と社会の繁栄に貢献する法人会の皆様が担う役割は、今後、より一層重要なものとなります。引き続き、本県の取組に一層の御理解、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

結びに、熊谷法人会並びに会員の皆様の益々の御発展を祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

令和8年の新春を迎えて

関東信越税理士会熊谷支部 支部長 森田 正男



令和8年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。公益社団法人熊谷法人会の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこと

と心よりお慶び申し上げます。平素から税理士会熊谷支部の活動に温かいご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は熊谷法人会創立70周年という節目の年を迎え、地域の発展を改めて実感する一年となりました。

本年は、丙午の年を迎えました。丙午は強いエネルギーと勢いを象徴するとされ、地域が前向きに発展していく年にふさわしい干支であります。2市1町の歩みと成長を支えてこられた会員企業の皆様のご尽力に、改めて深く敬意を表します。

令和7年度の税制改正では、源泉徴収事務や年末調整に関わる重要な改正が行われました。所得税における「基礎控除」の見直しにより合計所得金額に応じて控除額が拡充される制度が導入され、また「給与所得控除」の引き上げや、「扶養親族等の所得要件」の改正も行われました。さらに、新たに「特定親族特別控除」が創設され、年齢19歳以上23歳未満の子や親族を扶養する世帯にとって、所得税負担の軽減が図られています。所得状況に応じた負担調整がより

きめ細くなる一方、会員企業の皆様には正確な事務処理・制度理解がこれまで以上に求められております。

税理士会熊谷支部では、こうした改正へ円滑に対応するため、各種研修の充実、最新情報の発信などに努めております。また、企業の適正な申告や業務効率化につながる提案についても積極的に取り組んでまいります。

丙午の力強い勢いと、地域が刻む歩みにふさわしく、今年も公益社団法人熊谷法人会との連携を深めながら、皆様の経営を支える良きパートナーとして責務を果たす所存です。

結びに、本年が公益社団法人熊谷法人会と会員企業の皆様にとって実り多き飛躍の一年となりますことを心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和八年 新春



記念事業

創立70周年記念式典

令和7年11月14日(金)、熊谷法人会創立70周年事業として、新たな熊谷の拠点ソシオスクエアにおいて記念式典を3部構成にて実施しました。

第1部は、サッカー元日本代表監督の西野朗氏をお招きしての基調講演です。事業運営にも大切なマネジメントについて熱く語っていただき、大変盛況でした。

第2部は記念式典です。石山会長式辞の後、木内熊谷税務署長、関東信越税理士会森田熊谷支部長、一般社団法人埼玉県法人会連合会池田会長に丁重なるご祝辞をいただきました。厳粛な中にも和やかな雰囲気です。

第3部は祝賀会です。ご来賓の小林熊谷市長、小島深谷市長にご祝辞を賜り、中澤前会長の乾杯のご発声の後、創立70周年の宴も大いに盛り上がりしました。熊谷税務署原田副署長に中締めをいただき、祝賀会も無事に終えることができました。

70周年記念式典にご出席いただいた皆様、またお力添えいただいた皆様に心より御礼を申し上げます。



西野朗氏ご講演



栗原女性部会長より御礼



西野朗氏を囲んで



石山会長式辞



木内署長ご祝辞



小林市長ご祝辞



小島市長ご祝辞



祝賀会会場の様子

創立70周年記念親子租税教室

令和7年11月29日(土)、熊谷法人会創立70周年を記念し、地域社会貢献活動の一環として、人気芸人の小島よしおさんをお招きしての親子租税教室を実施いたしました。この企画は、熊谷税務署管内の熊谷、深谷、寄居の二市一町の小学生親子を対象にした租税教室を行い、そこで租税の意義や役割を認識してもらうこと、また家族揃っての参加により、コミュニケーション向上に役立ててもらうことを目的としております。運営に当たっては本会で実行委員会を立ち上げ、青年部会・女性部会の役員やスタッフの皆様にも大きなお力添えをいただきました。

当日の租税教室では、小島よしおさんと一緒に小学生たちが「税金って何？どんなことに使われるの？」という疑問を先生(浦和税務署担当職員)に教えてもらうことで展開し、小島よしおさんは生徒の代表となり、先生は税金クイズ等を出题。会場を巻き込み、税について家族で楽しく学んでいただくことができた貴重な時間でした。参加した父兄からは「難しい税金の話を分かりやすく説明してくれたことで、子供も大人も楽しく学ぶことができた」との声をいただいております。

今回の租税教室に携わっていただいた皆様に心より感謝申し上げます。



石山会長開催挨拶



先生と小島よしお氏



レプリカで1億円の重さを体感



税金クイズでの盛り上がり



イータ君登場



小島よしお氏とダンス



子供たちと集合写真



お疲れ様でした！

税理士会より

法人版事業承継税制の特例措置、提出期限まであとわずか

関東信越税理士会熊谷支部 蛭川 高 鋭



中小企業の円滑な世代交代を支援する「法人版事業承継税制」の特例措置について、提出期限がいよいよ迫ってきました。令和8年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出しなければ、制度の適用を受けることができません。現時点で、残された期間は3か

月です。まだ準備に着手していない企業にとっては、まさにラストチャンスです。

この特例措置は、平成30年度税制改正により創設されたもので、令和9年12月31日までに行われる贈与または相続が対象となる時限措置です。後継者が非上場株式を取得した際に、贈与税・相続税の納税が100%猶予され、一定の要件を満たせば将来的に免除されるという、極めて優遇された制度です。制度の目的は、経営者の高齢化が進む中、後継者への事業承継を税負担の面から後押しすることにあります。

以下に、恒久的に利用できる「一般措置」との主な違いをまとめました。

項目	特例措置	一般措置
納税猶予割合	100%	80%
対象株式数	上限なし	議決権株式の3分の2まで
後継者の人数	最大3人	原則1人
親族外承継	対象	原則対象外
雇用維持要件	弾力的運用あり	厳格に適用
承継計画の提出	必須(令和8年3月末まで)	不要
制度の期間	令和9年末までの時限措置	恒久措置

特例措置は非常に手厚い内容ですが、事前の「特例承継計画」の提出が必須であり、提出には会社・先代経営者・後継者の三者が制度要件を満たしている必要があります。さらに、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けたうえで作成し、都道府県知事の確認を得る必要があります。提出後も、年次報告書の提出や雇用維持要件の確認など、継続的なフォローが求められます。

実務上の注意点としては、後継者が複数いる場合や、親族外承継を予定している場合には、株式の分配や議決権の調整、経営権の明確化など、事前の設計が重要になります。制度の適用を受けるために、あえて贈与や相続の時期を調整するケースも見られます。

さらに、制度の適用を受けた後も、後継者が5年間継続して代表者であること、会社の継続的な経営、株式の保有継続など、一定の要件を満たし続ける必要が

あります。これらの要件を満たせなくなった場合には、猶予されていた税額に利子税を加えて納付しなければならないため、制度の運用には慎重な管理が求められます。

特例措置の活用は、単なる節税策ではなく、中小企業の持続的な成長と地域経済の安定に資する重要な政策手段です。

経営者が高齢であるにもかかわらず、承継の準備が進んでいないケースでは、制度の存在そのものがよく知られていないことも少なくありません。制度の適用を受けるか否かにかかわらず、これを機に、経営者の意向や家族構成、株式の保有状況、今後の自社の在り方などを整理してみてもいいのではないのでしょうか。

なお令和8年度税制改正大綱において特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで1年半延長されることが盛り込まれました。

ダイレクト納付を利用しましょう！

～ 銀行や税務署で納付する必要がなくなります ～



現金納付からの
卒業をサポート

「納付のたびに
銀行や税務署の窓口へ…」

そんな経理担当者の皆さまへ

ダイレクト納付の3大メリット

- 現金取扱いが不要 ～納付がスマートに～
- いつでも手続き可能 ～急に銀行等に行けなくなっても安心～
- 指定日に自動的に引き落とし ～口座残高を確認するだけ～

パターン1 税理士にお願いする



パターン2 経理担当が手続きする



利用は簡単！

[パターン1]

- まずは税理士に相談

[パターン2]

- ダイレクト納付利用届出書を提出
※ 届出書の提出後、1か月程度で利用可能
- 体験コーナーでお試し
- e-Tax画面からダイレクト納付手続(約1分)

ダイレクト納付
利用届出書



体験コーナー



地域社会貢献活動

地域社会貢献活動

熊谷支部

熊谷市産業祭
開催日：11月15日(土)



支部会員・熊谷税務署幹部の皆様が法人会のジャンパーを着て、「税の啓蒙活動」を実施

深谷支部

深谷市産業祭
開催日：11月8日(土)



支部会員・熊谷税務署幹部の皆様が法人会のジャンパーを着て、「税の啓蒙活動」を実施

寄居支部

ふるさとの祭典市
開催日：11月9日(日)



支部会員・熊谷税務署幹部の皆様が法人会のジャンパーを着て、「税の啓蒙活動」を実施

妻沼支部

オペラへの誘い
開催日：11月22日(土)



妻沼支部会員、協力者の皆様
原田勇雄 × 岡崎麻奈未 オペラへの誘いを主催

岡部支部

おかベコスモス祭
開催日：10月12日(日)



支部会員、協力者の皆様が法人会のジャンパーを着て、ポップコーンによる募金活動を実施

岡部支部

ふっかちゃん子ども福祉
基金寄付のご報告



10月12日(日)おかベコスモス祭において、ふっかちゃん子ども福祉基金の募金活動を行い、12月1日(月)に寄付を行いました。

ふかや青淵支部

はなそのふるさとまつり
開催日：11月8日(土)



支部会員、協力者の皆様が法人会のジャンパーを着て、「税の啓蒙活動」を実施



事業報告

年末調整セミナー

11月6日(木)並びに17日(月)にそれぞれ熊谷市立商工会館、さくらめいとにおいて年末調整セミナーを実施致しました。講師として関東信越税理士会熊谷支部より3名の税理士をお招きし、本年も数多くのご参加をいただいております。



新設法人説明会

10月2日(木)、さくらめいと会議室において新設法人説明会を開催いたしました。講師には熊谷税務署成田総括上席国税調査官をお迎えしました。



決算期別説明会

11月12日(水)、さくらめいと会議室において決算期別説明会を開催いたしました。講師には熊谷税務署成田総括上席国税調査官をお迎えしました。



青年部会全国青年の集い「山梨大会」

11月20日(木)～21日(金)に「人は石垣 人は城 光り輝く未来のために」を大会スローガンとして、約1,800人が全国から集いました。「絆」と「助け合い」の心で租税教育活動の新たな取組について学ぶ良い機会となりました。



大会会場内風景



部会長・副部会長の皆様

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業の役員・従業員と
そのご家族の皆様にご
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしく
お願い申し上げます
令和八年



謹賀新年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 埼玉総合支社
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-9-6 大宮センタービル

法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505
受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)

深谷支部女性部会視察研修会

深谷支部女性部会では、10月17日(金)に支部会員との交流を深める目的として、水戸弘道館やひたち海浜公園など視察研修会を実施致しました。

車中では、当会の現況説明の他DVD研修を実施し、ご参加いただきました会員様との親睦が図れた一日となりました。



熊谷支部女性部会視察研修会

熊谷支部では、10月23日(木)に支部会員との親睦交流を深める目的として、今回も「劇団四季」の舞台を観劇してまいりました。車中では当会の現況説明やDVD研修を実施。ご参加いただきました会員様との親睦が図られた一日でした。



本会役員視察研修会

本会視察研修会では、10月22日(水)に役員視察研修会を実施致しました。今回はバス便にて所沢へ向かい、角川武蔵野ミュージアムと故森永卓郎氏創設のB宝館の視察をメインとしました。

ミュージアムではプロジェクションマッピングのリアルな映像に圧倒され、B宝館ではコレクションの数々に目を魅かれ、意義のある視察となりました。



江南北小学校 租税教室

10月30日(木)、熊谷市立江南北小学校において租税教室を実施致しました。地域社会貢献運動の一環として、上半期には熊谷税務署管内2市1町の7校を実施し、今回が下半期の1校として合計8校の締め括りとなりました。

青年部会員・女性部会員の皆様、大変お疲れ様でした。



事業報告

第41回 法人会全国大会(高知大会)開催

日 時：令和7年10月16日(木)

会 場：高知県民文化ホール

10月16日(木)に、第41回法人会全国大会(高知大会)が開催され、熊谷法人会から石山会長、永田税制研修委員長、中村事務局長の3名が参加致しました。

大会会場となった高知県民文化ホールのエントランスにおいて、一同はスタッフの方々に歓待を受け、ウェルカムイベントのよさこい演舞の方々にもおもてなしをいただきました。その対応にはホスピタリティを感じる事ができ、1,600名が集う大会会場は熱気に溢れていました。

ご来賓には、江島国税庁長官をはじめとした多くの方々をお招きし、今大会も盛大に開催されました。

第1部の「記念講演」では、地元高知県出身の株式会社都築経営研究所代表取締役、元ローソン・ジャパン社長の都築富士男氏をお迎えしました。「変化の時代の経営、危機をチャンスに」の演題で、ローソンを再建し当時80店舗しかなかった店舗数を、在籍中3000店舗にまで拡大させたご自身のマネジメントや危機をチャンスに変えるお話、そして今経営に何が必要かを分かり易くご講演頂きました。

第2部の式典は、「税制改正提言の報告」が行われ、全国法人会総連合の筆頭副会長に就任された埼玉県連の池田会長より大会宣言が発表され、式典は無事に終了致しました。



式典会場エントランスにて



江島国税庁長官ご挨拶



主催者挨拶：斎藤会長



記念講演：都築富士男氏



ウェルカムイベントよさこい演舞

令和8年度 税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要。将来世代にツケを回さない仕組みづくりを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

令和8年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

1. 税・財政改革のあり方

・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄おうとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急速決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者などにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

・国・地方の財政健全化は、歳入・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会には「まず腹より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者にも明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

- マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。
 - (1) 法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。
 - (2) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。
 - (3) 中小企業等の技術革新など経済活性化に資する措置
中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。
 - ③ スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。
 - (4) 中小企業等の設備投資支援措置
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。
 - (5) 償却資産に対する課税の見直し
固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。
 - (6) 中小企業の事務負担軽減
インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
事業承継に資する相続については、事業継承を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

- 地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えなければならない。
- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

- 東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- 政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は損金算入とすべき
 - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け貸上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

事業報告

令和8年度 税制改正に関する提言

実施日 令和7年12月1日(月)

12月1日(月)に地元衆議院議員・参議院議員及び熊谷市・熊谷市議会・深谷市・寄居町へ、「令和8年度の税制改正に関する提言書」が石山会長並びに永田税制委員長より手渡され、提言活動が実施されました。

要望活動先

★国会議員に対する要望活動

- 小 泉 龍 司 様
- 森 田 俊 和 様
- 江 原 久美子 様

★地方自治体に対する要望活動

- 熊谷市長様 ○ 寄居町長様
- 深谷市長様 ○ 熊谷市議会議長様



小泉龍司衆議院議員事務所にて、秘書新井様へ「提言書」を手渡す



熊谷市役所にて、小林熊谷市長様へ「提言書」を手渡す



森田俊和衆議院議員事務所にて、秘書木沢様へ「提言書」を手渡す



深谷市役所にて、秘書課向井課長様へ「提言書」を手渡す



寄居庁舎にて、峯岸寄居町長様へ「提言書」を手渡す



江原久美子参議院議員事務所にて、秘書深田様へ「提言書」を手渡す



熊谷市役所議長室にて、小鉾議長様へ「提言書」を手渡す

事務局日誌・お知らせ

今後の予定

月 日	内 容	会 場
令和7年1月21日	全法連 新年賀交歓会	帝国ホテル
25日	寄居女性部会チャリティーコンサート	寄居町民ホール
27日	県連理事会	ホテルブリランテ武蔵野
	国税局幹部との意見交換会・新春懇話会	
2月3日	無料税務相談会	熊谷商工会議所2階会議室
5日	新設法人説明会	さくらめいと 会議室4
9日	第11回 熊はがきコンクール表彰式	さくらめいと 月のホール
12日	県連「研修委員会」	ソニックシティ
16日	全法連「税制セミナー」	ハイアットリージェンシー東京
17日	県連「広報委員会」	ソニックシティ
19日	県連「厚生委員会」	湯河原「山翠樓」
26日	県連「組織委員会」	ソニックシティ
3月5日	総務委員会	熊谷法人会事務局2階
11日	無料税務相談会	熊谷商工会議所2階会議室
11日	県連「税制委員会」	ソニックシティ
13日	研修委員会	熊谷法人会事務局2階
13日	県連「総務委員会」	ソニックシティ
19日	正副会長会議	熊谷スポーツホテルPARKWING
19日	理事会	熊谷スポーツホテルPARKWING
23日	県連「理事会」	ホテルブリランテ武蔵野
25日	決算期別説明会	さくらめいと 会議室1
4月10日	会計監査	熊谷法人会事務局2階
16日	全国女性フォーラム「埼玉大会」	ソニックシティ
17日	総務委員会	熊谷法人会事務局2階
21日	正副会長会議	ソニオスクエア
21日	理事会	ソニオスクエア
5月11日	県連「理事会」	ホテルブリランテ武蔵野
21日	第14回定時総会	熊谷スポーツホテルPARKWING

【納税表彰式】

令和7年11月13日(木)さくらめいと「月のホール」にて納税表彰式が執り行われました。

受彰おめでとうございます

令和7年度 熊谷税務署長表彰

副会長 永田耕太郎様

常任理事 飯野 勇人様

【新入会員ご紹介】

新しい仲間です！ 宜しくお願ひ致します。

令和7年12月3日現在

支部名	法 人 名	所 在 地	業 種
熊谷	株 式 会 社 B . B	熊谷市宮前町	不 動 産 業
熊谷	株 式 会 社 井 田 機 工	熊谷市伊勢町	機 械 工 具 商
熊谷	株 式 会 社 プ ラ イ ト	熊谷市西家	飼 料 業
熊谷	株 式 会 社 N E X T T R A Y	熊 谷 市	飲 食 業
熊谷	株 式 会 社 ド ル フ ィ ン	熊谷市三ツ区	サ ー ビ ス 業
熊谷	矢 口 司 法 書 士 事 務 所	熊 谷 市	司 法 書 士
熊谷	株 式 会 社 B G シ ュ パ ー ス	熊谷市本石	児 童 娯 楽 社
熊谷	石 原 産 業 株 式 会 社	熊谷市上中条	建 設 業
熊谷	T A S I A S 税 理 士 法 人	熊谷市銀座	税 理 士 法 人
熊谷	あ か し や 精 製	熊谷市鎌倉町	飲 食 業
熊谷	R E D H A W K	熊谷市里川	飲 食 業
熊谷	三 橋 歯 科 医 院	熊谷市稲田	医 療 業
江南	エ ナ シ フ ト 合 同 会 社	熊谷市坪切	製 造 業
江南	株 式 会 社 L I N K	熊谷市鎌倉	卸 売 業
江南	株 式 会 社 南 部 、 工 業	熊谷市野原	解 体 工 業 業
深谷	合 同 会 社 サ ク ラ	深谷市常盤町	不 動 産 賃 貸
深谷	株 式 会 社 シ ー ニ ョ ワ ー ク ス	深谷市南谷	広 告 業
青洲	日 本 ア イ デ ィ ー シ ス テ ム 株 式 会 社	深谷市川原田	製 造 業



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、

企業保障の大きな傘で

会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

埼玉支社/
埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目333-13(大宮生保ビル)4F
TEL 048-641-0307

AIG AIG損害保険株式会社

AIG支店 埼玉支店/
埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)
TEL 048-641-4050

広 告

建築・土木資材の総合商社
石山商工株式会社
<https://www.ishiyama-s.co.jp>

〒360-0034 埼玉県熊谷市国府町2-4-1 5
 フォレストビル7F 048-524-5100 FAX 048-524-5102
 (熊谷支店) 熊谷市国府町4-2-27
 TEL 048-522-4121
 (大宮支店) 〒331-0802 さいたま市大宮区国府町641
 TEL 048-688-1267 FAX 048-688-1263

埼玉県 石山商工は埼玉産産物(お米・お肉・お魚)を
 提供しています。

一商社多業種 **株式会社 ミクスト**

YOSHIMI GROUP
吉見グループ
 since 1924

『食』の地域産業プロデュース企業

TERADA
 彩の国のもづくりを応援するあらゆる機器の総合商社
株式会社 テラダ
 〒366-0033 埼玉県深谷市国府寺616-5
 TEL 048-571-6165

●総合ビルメンテナンス ●設備業務
 ●マット・セップレントラル ●ハウスクリーニング
 ●電気冷暖房設備 ●緑地管理
 ●給排水衛生設備 ●清掃資材販売

近代ビル管理株式会社
 〒369-0213 埼玉県深谷市針ヶ谷767-3
 TEL 048-585-1588 FAX 048-585-5588

忠
 工事までおまかせ
地域密着の建材商社

誠実×信頼
株式会社 岡部工務店

〒360-0824 埼玉県熊谷市見晴町120番地
 TEL 048-522-1828 FAX 048-522-3980
 okcon@okzbe-ik.com

ワンストップサービスの環境総合リサイクル企業
永田紙業株式会社
 Rサイクル Resource(資源) Reuse(再利用) Recycle(再資源化)
 お客様のニーズに合わせた車両で資源物買取。
 産業廃棄物リサイクル・物流機器レンタルを致します。

深谷市長在家 198
 TEL: 048-583-2141
 ご相談おまちしております

本社工場 〒369-1101 埼玉県深谷市長在家 198 電話 048-583-2141
 深谷同幸事業所*1 深谷事業所*2 本庄事業所*3 足利事業所*4 群馬前橋事業所*5
 前橋中央事業所*6 大泉事業所 熊谷事業所 幸手事業所 鎌倉事業所*7
 神戸事業所 *1 05500613014801 2007001 取得 *2 05140013007001 取得
NR-G<NAGATA SHIGYO RECYCLE GROUP>
 サマライジング・ストリー株式会社/有限会社
 有限会社株式会社/有限会社/有限会社/有限会社
 埼玉県入籍者

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
 企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し
 国と社会の繁栄に貢献する
 経営者の団体である。

広告掲載希望社(者)募集中

(連絡先) 熊谷法人会事務局
 TEL 048-525-6035 FAX 048-525-8141